

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）1】

事項名	道路占用手続における引込み線の取り扱いの明確化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者が道路に光ファイバー等の通信ケーブルを敷設する際には、道路管理者に対して、道路占用許可申請書を提出し許可を得なければならないが、道路管理者によって、引込み線に係る道路占用許可の要否基準が異なっている点が指摘されている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 道路法 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者によって、引込み線に係る道路占用許可の要否基準が異なっている（①占用料も占用申請も不要、②占用料は不要だが占用申請は必要、③占用料も占用申請も必要）ため、この引込み線の取り扱いについての考え方を明らかにし、統ルールで運用すべきである。（①で統一すべきである） 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> 架空の光ファイバー等の本線について占用許可を受けている場合、当該本線からの架空の各戸引込手続きについては本線の占用許可に含めて取扱うこととしており、個別の占用許可申請は不要である。 同趣旨は、平成18年に周知しているところである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・ ー
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・ ー

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引込線に関しては、個別の占用許可申請は不要であり、本件は平成18年度に周知済みであるとの回答だが、実態は、各道路管理者によって、運用が異なっている。(国道だけではなく、都道、県道、市町村道で、占用申請・占用料の要否について統一化されていない) ・ 国土交通省としても、実態の調査・把握に努めるべき。 ・ なお、占用料の扱いについての明確な回答はないが、申請不要である点を鑑みると、占用料も不要であるものと判断する。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>	<p>○引込線の取り扱いに関しては、道路占用許可申請に際して、申請書への記載及び占用料は不要とすべく、国土交通省から各道路管理者（国道だけではなく）に対して、周知・徹底する。 <平成23年度早期措置></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）2】

<p>事項名</p>	<p>河川占用申請書・港湾占用申請書の申請様式の統一化、電子化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信事業者が河川区域内や港湾区域内の土地に光ファイバー等の通信ケーブルを敷設したり、通信鉄塔を設置したりする際には、河川管理者・港湾管理者に対して、占用申請書を提出し許可を得なければならない。この河川管理者・港湾管理者に提出する占用申請書の申請様式は、河川管理者・港湾管理者ごとに異なっており、また、標準処理期間もバラバラであるとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法、港湾法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用許可申請手続きの簡素化・迅速化を図るため、河川法及び港湾法施行規則に定める様式に統一すること、及び申請書の受理から許可（処分）を行うまで原則2～3週間の標準処理期間を設けて、速やかな処理を努めることについて、周知徹底を図るべきである。 ・ また、道路占用申請を含め、共通ポータルから電子申請が可能となるよう必要な措置を講じるべきである。 ・ （※平成22年6月15日の「国民の声集中受付月間（第1回）」において、道路占用許可申請における同種の要望に対して、国土交通省から「平成22年度に実施」との回答を受けている。）
<p>担当府省の回</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法第24条の規定に基づく地方公共団体等の行政処分は法定受託事務であることから、占用許可申請書の様式は河川法施行規則第12条において定めている。 ・ 港湾法においては、第37条第1項の規定に基づき、港湾区域（水域）又は港湾隣接地域（陸

		<p>域)において占用等をしようとする者は、港湾管理者(地方公共団体等)の許可を受けなければならない旨を規定しているに過ぎず、港湾法施行規則において占用許可申請の様式は定めしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)における占用等に係る事務、港湾施設の占用等に係る事務は、各港湾管理者が各地方の実情に応じ、自らの判断と責任において処理できる「自治事務」として整理されており、各港湾管理者が条例等を定めて処理しているところ。 ・ このため、各港湾管理者が具体の事務処理を遂行する上で必要となる、占用許可申請書の様式、標準処理期間その他の事項について、国が統一的な基準を定めることはできないが、港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。 ・ なお、河川法第24条に基づく行政処分については、行政手続法第6条に規定する申請がその事務所等に到着して通常要する処理期間を3ヶ月としているものであり、この期間は処分を行う必要最低限の手続きに要する期間の目安を定めているものであることから、その見直しは困難である。 ・ また、河川占用許可にかかる電子申請については、申請者による利用がほとんど無い状況にあったことから、利用頻度の低いものは電子申請システムの運用を廃止すると国土交通省としての方針に基づきその運用を廃止したものである。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾区域内の占用等の許可にあたっての様式、標準処理期間等は、港湾管理者が行う自治事務であり、各港湾管理者が各港湾の実情に応じて定めるべきものであるが、平成22年度中に港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、その結果を踏まえ港湾管理者に対し

		検討を促す文書を発出することとする。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川に係る占用許可申請書は、河川法施行規則第12条において定められていることは承知しているが、実態は、施行規則のとおりとなっておらず、河川管理者によって独自の申請フォーマットがある点は問題。 ・ 廃止した電子申請時のフォーマットを、そのまま紙ベースの申請用に使えるようにすれば良いのではないか。 ・ 国土交通省としても、申請フォーマットがバラバラである点について、実態の調査・把握に努めるべき。 ・ 標準処理期間が3か月かかるという点に関しても、道路の占用許可申請手続きが2～3週間であるという点に鑑みると、手続きの一層の迅速化が必要である。 ・ 港湾に関わる申請手続きに関しては、国土交通省が22年度中に実施する実態把握を踏まえ、標準処理期間も含めて、参考となる指針を早期に作成すべき。 ・ なお、実態把握を行った結果、申請フォーマットが、事業者に過剰な負担を強いる申請となる形で統一化されるのではなく、簡素化に努めるべき。 ・ また、国土交通省所管（道路・河川・港湾）に関しては、ワンストップサービスで許可申請が可能となるよう申請書類の標準化及び提出窓口の統一化、または使い勝手の良い電子申請による申請業務の簡素化を実現すべき。 ・ なお、各地方自治体の管理者側からは、本件は

	<p>あくまで自治事務の範疇であるべしとの考えもあるが、今回の要請は、地方分権の推進を覆すようなものではなく、申請者側の業務上の負担軽減をお願いすべく、単に、申請様式の統一と、標準処理期間の設定を要望するだけのものである</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>・</p>
<p>改革案</p>	<p>○河川占用申請に関しては、申請フォーマットの簡素化方向での統一につき、国土交通省から各河川管理者に対して、周知・徹底するとともに、標準処理期間を2～3週間程度に短縮を図る。 <平成23年度 早期措置></p> <p>○港湾占用申請に関しては、申請フォーマットの簡素化向での統一、及び2～3週間程度の標準処理期間の設定につき、検討を開始し、結論を得次第、直ちに周知・徹底する。 <平成23年度 検討・結論・措置></p> <p>○国土交通省所管（道路・河川・港湾）の各種申請に関しては、ワンストップサービスで許可申請が可能となるよう申請書類の標準化及び提出窓口の統一化の実現か、使い勝手の良い電子申請による申請業務の簡素化を実現すべく、検討し結論を得る。 <平成23年度検討・結論 平成24年度措置></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）3】

<p>事項名</p>	<p>国立公園等における各種行為許可申請書の申請様式の統一化、電子化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信事業者が国立公園や国定公園の区域に光ファイバー等の通信ケーブルを敷設したり、通信鉄塔を設置したりする際には、環境相や都道府県知事に対して、工作物許可申請書等を提出し許可を得なければならない。この国立公園等における各種行為許可申請書の申請様式は、受付窓口ごとに異なっており、また、標準処理期間もバラバラであるとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種行為許可申請手続きの簡素化・迅速化を図るため、様式を統一すること、及び申請書の受理から許可（処分）を行うまで原則2～3週間の標準処理期間を設けて、速やかな処理を努めることについて、周知徹底を図るべきである（都道府県を含む）。 ・ また、共通ポータルから電子申請が可能となるよう必要な措置を講じるべきである。 ・ 加えて、景観対策などについては、事業者が申請前に対策方法等について検討できるように、予めガイドラインなどで具体的な対応方法を明らかにすべきである。 ・ （※平成22年6月15日の「国民の声集中受付月間（第1回）」において、道路占用許可申請における同種の要望に対して、国土交通省から「平成22年度に実施」との回答を受けている。）
<p>担当府省</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境大臣又は都道府県知事に対する各種行為許可申請手続きの様式は統一されている。また、景観対策についても許可の基準が定められていることから事業者が申請前に対策を検討

		<p>することは可能となっている。したがって、既に措置済みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、電子申請については、希望者が少なく、また、添付図面（地形図等）のデータ量が多くなるなど、現有のシステムでは費用対効果が悪く、運用が難しい。 ・ 標準処理期間については、規模の大小によって、それぞれ規定を設けており、規模の小さなものについては短期間に処理できるようにしている。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のとおり、申請手続きの様式の統一及び許可基準の明定については、既に措置済みである。 ・ また、電子申請については上記のとおりニーズが低く、実現が困難である。 ・ 標準処理期間については、地方事務所や都道府県の担当者会議等において申請の早期処理について周知徹底を図ってまいりたい。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園等に係る各種行為許可申請書は、自然公園法施行規則において定められていることは承知しているが、実態は、施行規則のとおりとなっておらず、各管理者によって独自の申請フォーマットがある点は問題。 ・ 環境省としても、申請フォーマットがバラバラである点について、実態の調査・把握に努めるべき。 ・ なお、実態把握を行った結果、申請フォーマットが、事業者に過剰な負担を強いる申請となる形で統一化されるのではなく、簡素化に努めるべき。 ・ 標準処理期間は、環境省回答とおり、手続きの一層の迅速化に向けて周知徹底を図るべき。 ・ また、景観対策に関わる許可基準に関しては、

	<p>各管理者から裁量による過剰指導が行われているとの話もあり、実態の調査・把握の上、許可基準の周知・徹底を図るべき。</p> <p>なお、各地方自治体の管理者側からは、本件はあくまで自治事務の範疇であるべしとの考えもあるが、今回の要請は、地方分権の推進を覆すようなものではなく、申請者側の業務上の負担軽減をお願いすべく、単に、申請様式の統一と、標準処理期間の設定を要望するだけのものである</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>・</p>
<p>改革案</p>	<p>○国立公園等に係る各種行為許可申請に関しては、申請フォーマットの簡素化での方向での統一につき、環境省から各管理者に対して、周知・徹底するとともに、標準処理期間の一層の短縮を図る。また、景観対策に関する許可基準に関しても、当該基準を順守するよう、周知・徹底を図る。</p> <p>＜平成 23 年度 早期措置＞</p> <p>○国立公園等に係る各種行為許可申請に関しては、都道府県を含めてワンストップサービスで許可申請が可能となるよう申請書類の標準化及び提出窓口の統一化の実現か、使い勝手の良い電子申請による申請業務の簡素化を実現すべく、検討し結論を得る。</p> <p>＜平成 23 年度検討・結論、平成 24 年度措置＞</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）4】

事項名	河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信事業者が橋の下等に管路を設け、その管路に光ファイバー等の通信ケーブルを敷設する場合等は、河川占用許可を受けなければならない。この河川占用にあたっては、事業者名、占用許可期間、連絡先などを記した標識板を、当該占用箇所の近くに掲示する義務がある。この標識板に占用許可期間を記すと、占用期間終了の都度、当該標識板を取り替える（書き換える）必要が生じる点が指摘されている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の業務負担軽減の観点から、河川占用標識板には、占用期間を明記しなくても良いようにすべきである。 ・ もしくは重要インフラのセキュリティ確保の観点から、標識板を掲示するのではなく、例えば、管路に事業者名及び連絡先のみを記した銘盤を取り付けることで代替可能となるようにすべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用許可条件として付している占用許可標識の明示すべき事項から、占用期間を削除する。 ・ 併せて、表示方法についても、占用施設の形態に応じて表示方法の相談に応じることとする。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置内容を地方整備局等に周知する。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省の回答の早期実現を求める。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>	<p>○占有許可条件として付している占有許可標識の明示すべき事項から、占有期間を削除すべく、各地方整備局に周知・徹底を図る。また占有施設の形態に応じて表示方法を変更できるよう、各地方整備局に周知・徹底を図る。 <平成 23 年度早期措置></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）5】

事項名	道路拡張工事等に伴うケーブル移設工事費用の負担軽減措置	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理者（国側等）の事由により道路拡張工事などが行われる場合、道路管理者が、NTT東西や電力会社などの電柱管理者（管路管理者）に対して、電柱や管路、通信ケーブル等の移設依頼を行うが、当該移設費用は補償されている。 ・ 他方、通信ケーブルの移設費用の補償は、電柱管理者（管路管理者）に限定されており、ケーブルテレビ会社などの電柱への共架事業者や管路の利用者に対しては補償されていないとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルテレビ会社等の電柱への共架事業者や管路の利用者が、別ルートへ通信ケーブルを移設するために必要な工事費等についても、NTT東西や電力会社などの電柱管理者（管路管理者）と同等の扱いとすべきである（補償すべきである）。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第71条第2項第1号に規定する監督処分に伴う移設費用の道路管理者による負担については義務づけられていないが、占有者の損失が「社会通念上受忍の限度を越える」と判断される場合には、道路管理者において所要の費

		<p>用を負担すると解されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ よって、電柱管理者（管路管理者）への補償については、一律に補償を行っているものではなく、個別具体的に補償すべきか否かを判断しており、共架事業者に対しても同様である。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブル移設に伴う費用については、共架事業者及び管路利用者が全額負担しており、「社会通念上受忍の限度を越える」と判断された場合は殆どない。 ・ 事業の公平性・競争性を担保するため、電柱管理者と共架事業者とのイコールフットィングを図る必要がある。 ・ 国土交通省としても、当該実態の調査・把握に努めるべき。 ・ 起因者が道路管理者側である、道路拡幅工事などに伴うケーブル移設費用は、道路管理者側が負担すべき。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>		<p>○起因者が道路管理者側である道路拡幅工事などに伴うケーブル移設費用は、道路管理者側が負担する方向で、検討し結論を得る。</p> <p><平成 23 年度検討・結論、平成 24 年度措置></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）6】

<p>事項名</p>	<p>共同溝利用時における本管区間以外の利用ルールの整備</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置済みの共同溝に、事後に通信事業者が光ファイバー等の通信ケーブルを敷設するような際は、共同溝設置者に対して使用許可申請を行わなければならない。 ・ この事後入溝ルールに関しては「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」によってルール化されているが、当該ルールは、いわゆる本管区間に関する利用ルールに限定されているとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該ルール（「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」）は、いわゆる本管区間に関する利用ルールに限定されており、本管区間以外（枝管、引き込み管）の利用ルールについては明確化されていないことから、本管区間以外の事後入溝ルールも整備すべきである。 ・ （※本管区間以外の事後入溝ルールがない故に、実態上、本管区間も使用できないとの指摘がある。）
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電線共同溝本体である連系管路及び引込管については、電線共同溝の整備等に関する特別措置法の規定に基づき、事後入溝の手続き等が行われている。 ・ 連系管路及び引込管と連続する連系設備及び引込設備については、当該電線共同溝が整備される道路の区域外に設置される電線管理者等の固有の施設であるため、事後入溝する通信事業者が、自ら当該施設を整備することとなる。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道沿い等に埋設されている共同溝から、各戸（各ビル）までの引き込み部分の管路（地中埋設）を、事後入溝事業者が新たに敷設することは物理的に困難。 ・ 上記のような、自ら設置できないケースにおいては、既に埋設済みの引き込み管の利用ルールの設定が必要。 ・ なお、既に埋設済みの引き込み管が使用済みであり、空きがない場合において、引き込み管の使用を求めているわけではなく、空きがある場合については、円滑に使用できるよう、利用ルールの見直しを求めるものである。引き込み管が利用できないことで、共同溝そのものが使えないのであれば、共同溝の「共同」たる意味がないのではないか。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>		<p>○引き込み管を自ら設置できない場合においては、既存の引き込み管を利用する以外の手段がなく、共同溝の本管区間の利用を促進するためには必要不可欠であるとの観点から、当該事後入溝ルールについて、検討し結論を得る。 <平成 23 年度 検討・結論></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）7】

<p>事項名</p>	<p>公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドラインの見直し（1） ～電柱強度の見直し～</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益事業者（NTT東西、電力会社）の電柱及び管路を、通信事業者等が使用する際のルールは、「公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドライン」によって整理されている。 ・ 通信事業者等が公益事業者の電柱を借用し、光ファイバー等の通信ケーブルを敷設しようとした際に、電柱強度不足を理由に断られるケースが多く発生しているとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該課題につき、効率的な設備形成、費用負担の公平性、競争政策の観点などから、公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドラインの見直すべきである。 ・ 電柱強度が最小規格で設置されている点がネックとなっており、共架・添架を前提とした電柱強度の考え方に転換すべきである。 ・ 具体的には、今後、更新・新設される電柱のうち、共架が見込まれる都市部の電柱に限定して、電柱強度に余裕を持たせるべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備保有者は、通常、法令等で定める最小規格を一定程度上回る強度で電柱を設置しているものと承知しているほか、平成21年中の電柱利用の総申請件数718,264件のうち、提供不可となったものは、1,407件（0.2%）となっている状況にある。 ・ また、提供不可の理由が強度不足の場合であっても、事業者側からの依頼があれば、電柱の建て替えにより、対応が行われていると承知している。 ・ このような中、強度不足による拒否事案がどの

		程度存在するのか、ガイドラインの見直しを行った場合における効果がどの程度見込まれるのか、要望事業者から定量的な事実関係を詳細に把握することが必要である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・ 上記要望事業者からの回答を踏まえ、ガイドラインの見直しの要否について検討を行う。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・ 上記要望事業者からの回答を踏まえ、ガイドラインの見直しの要否について検討を行う。
改革事項に対する 基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱強度を理由に通信ケーブルを迂回させられたりするなどの実態を的確に把握すべき。 ・ 総務省の回答のとおり、実態の調査・把握に努め、必要に応じ、ガイドラインの見直しを行うべき。
具体例、経済効果等		・
改革案		<p>○電柱強度の考え方について、実態の調査・把握に努め、その結果を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しについて検討する。</p> <p><平成 23 年度 検討・結論></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）8】

<p>事項名</p>	<p>公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドラインの見直し（2）～共架申請ルールの一斉化・簡素化～</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益事業者（NTT東西、電力会社）の電柱及び管路を、通信事業者等が使用する際のルールは、「公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドライン」によって整理されている。 ・ 通信事業者等が公益事業者の電柱を借用し、光ファイバー等の通信ケーブルを敷設しようとした際に、申請方法・申請様式がNTT東西及び電力会社（10社）で大きく異なり、また公益事業者の対応も異なっていることから、申請者側に負担が生じているとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該課題につき、効率的な設備形成、費用負担の公平性、競争政策の観点などから、公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドラインの見直すべきである。 ・ 特にNTT東西の対応は、共架・添架申請を行う前に、「添架内諾許可申請」を行わねばならず、二重の手間隙となっており、これらを改善すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインにおいては、設備保有者として、電気通信事業者、電力事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が対象とされているが、各々の事業内容は異なっており、例えば、設備の安全基準、施工方法に違いがあることから、申請者に求める情報は一定程度異なるものとする。 ・ その上で、どのような項目について統一化を行う必要があるのか、ガイドラインの見直しを行った場合に生じる効果がどの程度見込まれる

		<p>のか、要望事業者、設備保有者から事実関係について詳細に把握する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、ガイドライン第1条第4項第4号においては、設備の提供に係る手続きの簡素化及び効率化に努めることと規定しており、一部の設備保有者においては既に申請方法を一部電子化するなど、申請者側の負担軽減の取組を行っている。 ・ また、添架内諾許可申請書は、添架申請者と土地管理者等との調整にあたって、添架申請者がNTT東西から添架の内諾を受けている証明として土地管理者等へ提出するため必要なものであり、NTT東西側が提出を求めているものではない。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記要望事業者からの回答を踏まえ、ガイドラインの見直しの要否について検討を行う。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記要望事業者からの回答を踏まえ、ガイドラインの見直しの要否について検討を行う。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱の共架申請にあたって、電力会社では、添架内諾許可申請はなく、土地管理者との調整を実現している。 ・ 平成22年12月にNTT東西が電子申請を可能とする等、一部の公益事業者は、申請方法を一部電子化するなど、申請者側の負担軽減の取組を行っていることもあり、当該取り込みが水平展開されるべく、関係省庁と連携を図りながら指導を行うべき。 ・ 公益事業者の種別ごとに申請方法・申請様式の統一を図るべき。 ・ 総務省の回答のとおり、実態の調査・把握に努め、その結果を踏まえ、必要に応じ、ガイドラインの見直しを行うべき。

<p>具体例、経済効果等</p>	<p>・</p>
<p>改革案</p>	<p>○公益事業者の共架申請様式の統一化・簡素化及び申請手続きの簡素化について、実態の調査・把握に努め、その結果を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しについて検討する。 <平成 23 年度 検討・結論></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）9】

<p>事項名</p>	<p>公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドラインの見直し（3） ～建中期中日の明確化～</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益事業者（NTT東西、電力会社）の電柱及び管路を、通信事業者等が使用する際のルールは、「公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドライン」によって整理されている。 ・ 通信事業者等は公益事業者の電柱を借用し、光ファイバー等の通信ケーブルを敷設しているが、公益事業者側の事由により電柱等を建て替えるスケジュールが、共架事業者に直前まで通知されず、また、その建設期日も度々見直されることがあるとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該課題につき、効率的な設備形成、費用負担の公平性、競争政策の観点などから、公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドラインの見直すべきである。 ・ 事故等に伴う支障移転や急な地権者との調整の場合、建て替えスケジュールが直前まで判らないのは理解できるが、前もって判るケース（新設道路への電柱設置等）の場合は、できるだけ事前に建設工程を明らかにすべきである。 ・ また一部の電力会社とは個別協議にて、工程の共有化に向け調整が進んでおり、当該対応をNTTや他の電力会社にも求めるべきである。
<p>担当府省の回</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン第7条第1項において、現に提供している設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合の事前予告については、設備の提供に係る契約において明示するものと規定済みであり、これに基づき、設備保有者は、共架事業者側に通知を行った上、共架事業者・地権者等

		<p>と具体的な日程の調整を行っている」と承知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規道路建設に当たっては、道路管理者から各電力事業者・電気通信事業者へ通知が行われており、本件は一義的には、道路管理者から通信事業者への通知の在り方の問題であると考えるが、道路管理者から個別に通知を受けた通信事業者が、当該情報を他の全ての通信事業者に一律に通知することは事実上困難であり、ガイドライン上で規定することは困難であると考ええる。 ・ なお、N T T東西が新規電柱を設置する場合には、事業者側から要請があれば、従前より当事者間で個別に調整が行われていると聞いており、ご指摘の事例がどのようなものであるか、要望事業者から事実関係について詳細に把握する必要がある。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は一義的には、道路管理者から通信事業者への通知の在り方の問題であると考えるが、道路管理者から個別に通知を受けた通信事業者が、当該情報を他の全ての通信事業者に一律に通知することは事実上困難であり、ガイドライン上で規定することは困難であると考ええる。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ N T T東西から通信事業者に対して提示される事前情報は「月単位」であり、これでは工事計画すら立案できないとの指摘がある。可能な限り日単位での情報提供とすべき。 ・ またN T Tから共架事業者に対する移設依頼書には、建中期日が明記されておらず、実際の工事対応前に、2度3度と確認の問い合わせをしており、共架事業者の大きな負担となっている。 ・ 全ての通信事業者への一律周知は事実上困難

	とあることは理解できるが、移設の場合については既に共架している事業者に対する情報提供が困難とは考えられない。
具体例、経済効果等	・
改革案	○公益事業者側の事由により電柱等を建て替える場合等の当該電柱の共架事業者に対する建中期日の明確化について、実態の調査・把握に努め、その結果を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しについて検討する。 <平成 23 年度 検討・結論>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）10】

<p>事項名</p>	<p>光ファイバーケーブルの部分開放ルールの整備 （引き込み区間の開放）</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ N T T 東西などが保有する光ファイバーケーブルは、N T T の局舎～顧客（ビル等）の区間で、他の通信事業者に対しても開放（ダークファイバー方式、シェアードファイバー方式）されている。 ・ 電柱の地中化エリアなど、新規に光ファイバー等の通信ケーブルを敷設することが困難な地点においては、N T T 東西と一部の通信事業者の間では、電柱上で接続箱などによる、いわゆる“柱上渡し”による部分開放が実現しているが、当該開放ルールは、あくまで民民の契約となっている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱の地中化エリアなど、新規に光ファイバー等の通信ケーブルを敷設することが困難な地点において、電柱～顧客（ビル等）の引き込み区間の部分開放が可能となる用に、ガイドラインを整備するなど、ルール化を図るべきである。（民民契約ルールを公式な共通ルールとして、明確化すべきである。）
<p>担 当 府 省 の 回 答</p>	<p>上記改革の方向性への 考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱の地中化エリアも含め、N T T 東西に対しては第一種指定電気通信設備に係る規制として、加入光ファイバのアンバンドル義務が課されており、その料金及び提供条件についてはN T T 東西の接続約款に記載されているところである。 ・ また、電柱から顧客（ビル等）のN T T 東西の敷設する引込線と電柱上の接続箱等で接続する場合など新たな形態による接続要望については、接続事業者から具体的な要望があり技術

	<p>的に可能な場合には、N T T 東西に過度の経済的負担を与えることがないように留意しつつアンバンドルするという原則に基づき、判断することになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、電線の地中化エリアにおいては、N T T 東西以外の電気通信事業者等が顧客（ビル等）までの区間の光ファイバケーブルを敷設している場合も想定されるが、そのような場合には、まずは当事者間において協議を行うべきものとする。
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ N T T 東西の加入光ファイバの利用に関する新たな接続の形態については、接続事業者から具体的な要望があり、技術的に可能な場合には、N T T 東西に過度の経済的負担を与えることがないように留意しつつアンバンドルするという原則に基づき、判断することになる。
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ -
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一義的には、総務省回答の早期実現のため、要望の具体化と事業者間の積極的な協議を促すよう求める。 ・ その上で、総務省において、当該要望に関する新たな接続形態について、アンバンドルの可否を検討すべきである。
具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・
改革案	<p>○ N T T 東西が電柱から顧客（ビル等）の間に敷設する引込線と他事業者の設備を電柱上の接続箱等で接続する場合など、新たな接続形態による接続要望について、具体的な要望内容、技術的な可能性及びN T T 東西に対する経済的負担の程度を踏まえた上で、光ファイバケーブル</p>

	<p>の部分開放（アンバンドリング）に関するルールの明確化を図る。</p>
--	---------------------------------------

＜平成 23 年度 検討・結論＞

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）11】

<p>事項名</p>	<p>有線電気通信法における設置手続の簡素化・電子化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有線電気通信設備を設置しようとするものは、設置工事の開始の2週間前までに届出をする必要があるが、電気通信事業者や公益事業者以外の民間ユーザーの”私的な有線通信”に対して、当該手続が煩雑であるとの指摘がある。 ・ （電気通信事業者の他、電気事業者や鉄道事業者などの特定の公益事業者が通信ケーブルを敷設し、自ら使用するものは届出不要となっている。） <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有線電気通信法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続の簡素化の観点から、事前届出制を事後届出とし、また、工事の都度（設備の変更の都度）に提出するのではなく、年1回程度に集約して提出可能とすべきである。また、電子申請が可能となるよう対応すべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術基準に適合しない有線電気通信設備が無秩序に設置された場合、近接する他の有線電気通信設備に妨害を与えて他人の通信を妨害したり、電線との接触などにより強電流が流れ配線工事を行っている人が感電したり、道路上に高架した有線電気通信設備への車両等の接触により電柱などの支持物が倒壊する危険性があるなど、人体や物件に危害や損傷を与えるおそれがある。 ・ このような危害や損傷の発生を未然に防止する観点から、有線電気通信設備の設置届出は、引き続き事前に行うことが必要と考える。 ・ また、電子申請については、平成14年度の受付開始以来、利用が進まなかったこと等から、今年3月末の総務省電子申請・届出システムの

		<p>廃止時に受付を停止したところであるため、電子申請への対応については、今後の利用要望の動向や費用対効果等を踏まえ検討することが必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、設置者が十分な技術的知識を有し、自立的に技術基準適合性が確保されると考えられる場合（電気事業者の業務用設備等）等は、届出不要としている。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省回答によると、設置者が十分な技術的知識を有し、自立的に技術基準適合性が確保されると考えられる場合（電気事業者の業務用設備等）等は、届出不要としているが、①電気通信事業者と電気事業者の相互接続の場合や、②電気事業者同士が共同で設置した場合など、自立的に技術基準適合性が確保されている場合でも、届出が必要となっている。 ・ 設置した有線電気通信設備が損害を与えた場合は、民法上の損害賠償等により対応する考え方もあるが、他方、有線電気通信については、安全・信頼性等を確保する観点から、事前届出などの必要最低限の規律は必要と考えられることから、事業者負担の軽減は、申請業務の簡素化により実現するよう努めるべき。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・

改革案	○行政手続きの簡素化の観点から、事業者の要望等を踏まえつつ、申請業務の簡素化を実現すべく、検討し結論を得る。 <平成 23 年度検討・結論>
-----	---

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）12】

<p>事項名</p>	<p>有線電気通信法における卸供給事業者の扱いの改善について</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有線電気通信設備を設置しようとするものは、設置工事の開始の2週間前までに届出をする必要があるが、電気通信事業者の他、電気事業者や鉄道事業者などの特定の公益事業者が、自らケーブルを敷設し、自ら使用するものは届出不要となっている。 ・ これまで、卸電気事業者は電気事業法上の「電気事業者」の扱いであったが、平成22年4月より発電規模が200万kW以下の卸電気事業者は、卸供給事業者として自家発電事業者と同じ扱いになった。（非電気事業者扱い。みなし卸電気事業者としての位置づけが平成22年3月に終了している。） ・ このことにより、卸供給事業者（従前の卸電気事業者（200万kW以下））の有線電気通信設備（共同設置や相互接続以外の自社設備・自社使用のもの）は、電気設備の技術基準に規定される電力保安用通信設備の対象外になるのではないかとの見解があり、その場合、有線電気通信法上の設置届出の対象外から届出の対象となってしまうことで、多数の届出を提出する等、事業者側に大きな負担が生じる懸念がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有線電気通信法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸供給事業者（従前の卸電気事業者（200万kW以下））の有線電気通信設備（共同設置や相互接続以外の自社設備・自社使用のもの）は、電気設備の技術基準第50条に規定する「電力保安用通信設備」に該当するのであれば、有線電気通信法の届出の適用除外になると認識す

	<p>るが、電技 50 条の電力保安用通信設備に該当するか否かの解釈について明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（※PPS 向けに発電した電気を卸売りしている卸供給事業者の有線電気通信設備も電技 50 条の電力保安用通信設備に該当するのか、明らかにすべき。） ・その上で、卸供給事業者（従前の卸電気事業者（200 万 kW 以下）の有線電気通信設備（共同設置や相互接続以外の自社設備・自社使用のもの）に関しては、電力保安用通信設備ではないとの見解であれば、これまでの取り扱いの継続性の観点から、有線電気通信法上の届出の適用除外（対象外）とすべく、電気設備の技術基準の見直しなど、当該事態の改善を図るべきである。 	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電力保安用通信設備（電力保安通信用電話設備）について、電気設備に関する技術基準を定める省令第 50 条の規定により設置すべきか否かについては、一般電気事業に係る電気の供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間に、施設することを求めているもの。 ・このため、設置する者の事業態様にかかわらず、この要件に該当する場合は電力保安用通信設備の施設義務を生じる。 ・その具体例については、電気設備の技術基準の解釈において定めており、現行制度で対応可能。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ —

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸供給事業者（従前の卸電気事業者（200万kW以下）の有線電気通信設備（共同設置や相互接続以外の自社設備・自社使用のもの）は、電気設備の技術基準第50条に規定する「電力保安用通信設備」に該当するとの経済産業省回答があり、これを了解。 ・ 当該技術基準に規定する「電力保安用通信設備」であることで、有線電気通信法上の届け出も不要となる。 ・ 他方、本件に関しては、「電気設備の技術基準」及びその「解釈」を読んでも、判りにくい形となっているため、今後、再生可能エネルギーを設置する事業者等、卸供給事業を営む者が、誤解なきよう、何らかの形で明らかにすべき。 ・ 現時点においても、卸供給事業者が70社近くいることを鑑みれば、今後も同じような誤解を生じる可能性が懸念される。 ・ 特に、一般電気事業者向けの売電ではなく、PPS向けや卸電力取引所向けの売電の場合についての解釈も明らかにすべき。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>	<p>○電気設備の技術基準、もしくはその解釈を見直し、有線電気事業法上の届け出の対象外であるか否かにつき、周知・徹底する。 <平成23年度 早期措置></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）13】

<p>事項名</p>	<p>電気通信分野におけるユニバーサルサービスの考え方の基本的転換</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度は、現在、電気通信事業法に基づき「加入電話」「公衆電話」「緊急通報」が対象として位置づけられており、電気通信事業者による提供義務が課せられているとともに、これを全国あまねく提供している事業者（NTT東西）に対して基金による支援を実施している。 ・ 今後、IP電話の加入者が大幅に増加する一方で、加入電話の加入者数が減少する等、交換網からIP網への大転換が進むことが予想され、また、光ファイバーの整備促進に伴う将来的なメタルケーブルの撤去も、今後全国規模で発生する等の諸課題が顕在化することが予想されることから、現行のユニバーサルサービス制度を見直す必要があるのではないかとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ このような状況を踏まえて、IP化等に対応したユニバーサルサービス制度の考え方の基本的転換についての検討を進め、早期対応（現行のユニバーサルサービス制度の基本的転換）を図るべきである。 ・ 総務省における「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」の検討・結論を踏まえ、早期の制度措置を図るべきである。
<p>担当府省</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルサービス制度の見直しに関しては、「光の道」構想の検討を受け、本年7月27日に、情報通信審議会に対し、「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期

	<p>におけるユニバーサルサービス制度の在り方」について諮問しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本年10月26日に公表された同審議会の答申案では、光ファイバを中心とする技術への円滑な移行を図る観点から、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることなどについて、ユニバーサルサービス制度の見直しが提言されているところ（なお、同答申は、パブリックコメントの結果等を踏まえ、本年12月中に取りまとめられる見込み）。
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信審議会の答申を踏まえ、速やかに関係省令（電気通信事業法施行規則等）の改正を行い、来年度から新たな制度を施行する予定。
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省回答の速やかな実施を求める。
具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・
改革案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省における「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」の検討・結論を踏まえ、早期の制度措置を図る。 ＜平成23年度 措置＞

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）14】

<p>事項名</p>	<p>IP電話の品質基準の見直し</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP電話のうち、0AB～Jの電話番号の付与を求める際は、アナログ固定電話と同等の総合音声伝送品質及び遅延時間とするよう規定されている。（IP電話のうち、上記品質を必要としないものについては、050の電話番号が付与されている。） ・ 事業者によっては、この品質基準を維持するための設備投資が負担であることから、0AB～JのIP電話に関しては、携帯電話相当もしくは050番号相当に品質基準を緩和すべきとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信ネットワークが電話交換機（交換網）からルーター（IP網）に大きく変わりつつある中で、従前の交換網の品質基準を今後ともそのまま維持し続けるのではなく、将来のIP網の普及を前提とした新たな品質基準の在り方（品質基準の緩和）について早急に検討を開始すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者保護の観点から、アナログ電話と同じ形式の電話番号（0AB～J）を使用するIP電話の品質基準は、従来からのアナログ電話と同様の通話音声の品質を確保するために定めている。 ・ 0AB～J番号を使用する光IP電話は、現在、ユニバーサルサービスの対象に追加することが検討されているものであり、今後の高齢化社会の急速な進展（2025年の65才以上の老年人口指数の予測は48%）を考えれば、高齢者を含めて誰にでも聞こえやすい通話品質の確保が不可欠であり、通信ネットワークがIP網に変

		<p>わっても品質基準の引き下げは行うべきでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、現状においても、0AB～J 番号ではなく 050 番号を使用する IP 電話については品質基準を緩和しており、提供するサービスの品質により通信事業者が使用する番号を選択可能となっている。 ・ また、携帯電話については、電波の伝搬状態に応じて通話品質が影響を受け、画一的に基準を定めることは適当でないため、携帯電話事業者が自ら基準を定め、総務大臣に届け出ることになっており、携帯電話と同列に扱うことはできない。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の急速な高齢化や独居高齢者の増加が進む一方で、アナログ電話から IP 電話への移行が進展しており、IP 電話全体の品質基準を下げると警察や消防への緊急通報も含めて高齢者が通話音声を聴き取りにくいなどの支障が生じかねず、社会問題となることが懸念される。(民間のアンケート調査結果では、65 才以上の高齢者の 41.9%が「電話の受話器から出る相手の声」が聞こえにくいと感じているとの結果もあり) ・ また、現在、アナログ電話を使用している加入者は、同様の品質を求めて 0AB～J 番号の IP 電話に移行すると考えられ、そのような中で品質が低下すると高齢者を含め、混乱が生じる恐れが高い。 ・ したがって、将来的にはアナログ電話という選択肢がなくなる中で、0AB～J 番号を使用する IP 電話の品質基準を下げることは不適當である。

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の高齢化社会の急速な進展を考えれば、固定電話及びIP電話の区別なく、そもそも、いわゆる「音声帯域（領域）」の拡張による通話品質の向上のような方策があるが、既に広く国民生活に普及し、利用されている既存の電話端末等が利用出来なくなる懸念を踏まえれば現実的では無い。 ・ 近年、通信サービスの品質については、実際のユーザ体感に基づいた新たな品質（QoE：Quality of Experience）に係る評価尺度や推定技術等について、国際電気通信連合（ITU）等の国際標準化機関において議論されており、今後、我が国としてもこれらを踏まえた検討等を進めるべきではないか。 ・
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>	<p>○将来のIP網の普及を前提とした品質基準の在り方について、我が国独自のものではなく、国際的に整合性の取れたものとすべく、実際のユーザ体感品質（QoE）に係る国際標準化機関における標準化活動に積極的に参画し、検討を進める。</p> <p><平成23年度検討、国際標準化の結果を踏まえて結論></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）15】

事項名	固定電話における番号提供条件（番号区画）の見直し	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定電話における電話番号の割り振り（OAB～Jの提供条件）として、固定系伝送路設備（交換機など）を584の番号区画ごとに設置することとされているが、584の番号区画ごとに交換機等の通信設備を設置することは、通信事業者側にとって大きな負担となっているとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信番号規則 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話交換機（交換網）からルーター（IP網）に通信ネットワークが大きく変わりつつある中で、従前の交換網を前提とした区画をそのまま維持し続けるのではなく、将来のIP網の普及を前提として、区画の段階的集約を進めるべく、早急に検討を開始すべきである。 ・ ※市外局番の入れ替えが発生すると、特にユーザー側に大きな負担が発生するが、市内局番レベルであれば段階的に番号区画を統合できるのではないか。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度においては、OAB～J番号の指定にあたっては、固定伝送路設備が設置される番号区画毎に交換設備を設置することを要件としていない。（例えば、東京の番号区画の一つにのみ交換設備を設置する場合であっても、当該番号区画以外の番号を指定することが可能。）
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度で対応可能

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話交換機（交換網）からルーター（IP網） に通信ネットワークが大きく変わりつつある 中で、将来のIP網の普及を前提として番号の 在り方について、検討を開始すべき。 ・
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>		<p>○将来のIP網の普及を前提とした番号の在り方 について検討し、結論を得る。 <平成23年度検討・結論></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）16】

<p>事項名</p>	<p>市町村合併に伴う市外局番の統合要件の見直し</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村合併において、市外局番の違う市町村同士が合併した場合、一つの市町村に複数の市外局番が並存する形になる。 ・ この市外局番の並存状態を維持した場合、同一市町村内の通話に際し、市外電話をかけることとなり、電話料金が高くなってしまう問題が発生する。 ・ この問題を改善するために、一つの市外局番に統合しようとする、①市町村長名の要望書、②市外局番変更地域の住民の同意書（町内会単位、商工会単位）を、総務省及びNTT東西に対して提出することや、総務省による国民への意見招請等が統合要件となっており、実態上、円滑かつ早期に統合できないという問題が指摘されている。（山口県のあるケースでは数年かかったとの指摘がある。）
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話番号の統合要件における同意書（町内会単位、商工会単位）の提出等は廃止し、行政長（市町村長）の要望書のみで統合可能とすべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村合併に伴う市外局番の統合については、上述のように関係住民に対する不利益が生じることから、①総務省主導で当該統合を実施すること、②関係住民の明確な同意が確認できないまま当該統合を実施することは、利用者保護の観点から適当ではない。 ・ よって、市町村合併に伴う市外局番の統合については、当該自治体において、関係住民の方々に対し上述の不利益を含め十分な説明を行い合意を得た状態で実施することが必要不可欠であることから、当該状態が確認できる書類と

		<p>して、①当該自治体の長からの関係住民の総意であることを記載した要望書、②関係住民からの同意書（関係住民から個別に合意を得ることは困難な面もあることから、当該自治体の商工会や自治会等の主要団体からの同意書をもって、関係住民からの同意書と見なしている。）の提出を行って頂くことが適当である。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・ ー
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・ 関係住民への十分な説明のないまま、または合意がない状態で市外局番の統合が実施された場合には、住民に生じる不利益が大きくなる可能性がある。
改革事項に対する 基本的考え方		・ 住民の同意がどうしても要件として必要なのであれば、自治体の商工会等の主要団体からの同意書をもって、関係住民からの同意書と見なすのではなく、住民の代表者たる市町村議会の決定を以て、住民の同意とみなすべき。
具体例、経済効果等		・
改革案		<p>○電話番号の統合要件における同意書（町内会単位、商工会単位）の提出等が困難な場合は、行政長（市町村長）の要望書のみで統合可能かどうか、検討し、結論を得る。</p> <p><平成 23 年度検討・結論、平成 24 年度措置></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）17】

事項名		無線IP電話への電話番号付与の実現
規制・制度の概要		<ul style="list-style-type: none"> 現在の電話番号は、固定電話、携帯電話、有線のIP電話に割り振られているが、無線のIP電話には割り振られていない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信番号規則
改革の方向性（当初案）		<ul style="list-style-type: none"> 今後、Wi-Max等の無線ブロードバンドが普及することが見込まれていることから、無線IP電話にも早期に電話番号を付与すべきである。
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度に基づくIP電話番号の指定は、伝送路が有線か無線どうかを要件として行っていない。（総合品質等の一定の要件を満たしている場合、WiMAX等の無線ブロードバンドを利用した無線IP電話であっても、IP電話番号の指定が可能。）
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度で対応可能
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> —
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> IP電話については、有線・無線に関わらず050番号を使用可能ということは理解できる。 将来のIP網の普及を踏まえた品質基準の在り方について、国際整合性を図りながら検討を行う必要がある。 その上で、今後の無線IP電話の促進のため、無線IP電話の付与条件について、何らかの形で明らかにするべきである。

具体例、経済効果等	・
改革案	○無線 I P 電話への電話番号の付与条件について、周知・徹底を図る。 <平成 23 年度 早期措置>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）18】

<p>事項名</p>	<p>携帯電話の番号要件に係るNTT東西との直接接続条件の見直し</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話事業者が、携帯電話の番号（090、080）を取得する要件に、NTT東西の網との直接接続が電気通信番号規則により義務化されている。 ・ これにより、090、080の電話番号を取得する際に、携帯電話事業者側の設備負担が生じているとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信番号規則
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声品質や遅延時間といった品質が技術的に担保できるのであれば、NTT東西への直接接続だけではなく、他の電気通信事業者の網を介して網間信号接続ができるように、電話番号通信規則を見直すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記改革の方向性への考え方 ・ 他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との接続を行った場合においても、共有の有限資源である電気通信番号を効率的に利用可能であることや、緊急通報の取扱いを始め多くのユーザー間で安定的な通信サービスを提供するためのネットワークの品質や信頼性の確保が技術的に担保可能であることについて調査を行う必要がある。 ・ 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 ・ 関係事業者に対し上記調査を行い、他の電気通信事業者の網を介した網間信号接続の可否について判断する。 ・ 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 ・ -

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省回答の速やかなる実行を求めたい。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>	<p>○ネットワークの品質や信頼性の確保が技術的に担保可能である点を確認の上で、NTT東西への直接接続だけでなく、他の電気通信事業者の網を介しての網間信号接続が可能となるよう措置する。</p> <p><平成23年度 検討・結論・措置></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）19】

事項名	無線局免許状の管理・保管の負担軽減	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、無線局の免許状は、紙の形で各免許人に発行されている。また、無線局の期限が切れた場合、当該免許状は、総務省に返納する義務もある。 ・ このような中で、各携帯電話事業者は、1社あたり数万局もの携帯電話基地局を保有しており、紙の免許状を管理・保管すること（及び返納）が非常に大変であるとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望する免許人には、無線局免許状を電子化して交付すべきである。 ・ また、電子交付された場合は、返納義務は不要とすべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子免許状の実現にあたっては、当該免許状が政府機関発行のものであること等を示す官職証明書の有効期間（3年）と無線局免許の有効期間（5年間）が異なること等により発生する課題等を解決する必要がある。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、官職証明の有効期間は3年間となっており、無線局免許の有効期間（一般的に5年間）に満たないことから、無線局免許期間内に電子免許状の有効性確認ができなくなる等の問題がある。
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官職証明書とは、政府認証基盤において発行された電子証明書であり、行政機関から発信される公文書に対して電子署名を行うために利用される。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官職証明書については、「政府認証基盤官職認証局」（平成 21 年 5 月 25 日改定、行政情報システム関係課長連絡会議了承）の文書において、有効期間を 3 年と定めている。 ・ 一方で、警察庁の官職証明書の有効期間は 5 年と定めていることから、総務省においても同様の措置を含めた免許状の管理・保管の負担軽減策について検討されたい。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>	<p>○無線局免許状を電子化して交付する等、免許状の管理・保管の負担を軽減するための方策について検討し結論を得る。</p> <p><平成 23 年度検討・結論></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）20】

<p>事項名</p>	<p>無線局の設置場所についての記載方法の簡素化</p>				
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線局を開局申請する際には、無線局の設置場所を示すため、住所及び緯度経度（何秒単位）を記載して申請する必要があるが、各総合通信局によっては、無線局設置場所の住所に「物件名」まで記載することが指導されている。 ・ このような場合、オーナー変更などによるビル名称の変更に伴い、その都度、無線局の変更申請を行わねばならず、当該事務手続きが非常に煩雑であるとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法 				
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話事業者は、数万局もの基地局を保有していることから、このようなケースでの変更申請が頻発しており、このような状況を改善すべく、無線局の場所を特定出来ればよいとの基本原則に立ち返り、無線局の住所に物件名の記載の省略について、周知徹底すべきである。 ・ もしくは、物件名レベルでの住所変更に伴う変更申請の提出は不要である旨を明らかにすべきである（再免許申請時に修正すれば良い旨を明らかにすべきである）。 				
<p>担当府省の回答</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="276 1514 636 1704"> <p>上記改革の方向性への考え方</p> </td> <td data-bbox="636 1514 1380 1704"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波監理上必要な場合を除き、ビル名までの記載は不要と考える。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1704 636 1839"> <p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p> </td> <td data-bbox="636 1704 1380 1839"> <ul style="list-style-type: none"> ・ — </td> </tr> </table>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波監理上必要な場合を除き、ビル名までの記載は不要と考える。 	<p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ —
<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波監理上必要な場合を除き、ビル名までの記載は不要と考える。 				
<p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 				

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電波監理上必要な場合を除き、無線局の設置場所の住所については、「物件名」までの記載を一律に求めることがないよう対応する。
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> 同一番地で建物が複数存在するような場所で速やかな措置が行えるよう無線局の設置場所を特定しておく必要があるということは理解できる。 一方、そのようなケースは非常に稀なケースと考えられることから、統一的な対応がなされるよう総務省の回答の早期実現を求めたい。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none">
<p>改革案</p>		<p>○無線局の開局・変更申請などにおいて、原則、無線局の住所に物件名までの記載が不要である旨について、周知・徹底する。 ＜平成 23 年度 早期措置＞</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）21】

<p>事項名</p>	<p>無線局の開局目的の簡素化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線局の開局申請を行う際には、無線局の目的について総務省が設定した区分（137）と用途区分（217）から選択する必要がある。 ・ 無線局の目的が非常に細かく設定されることで、事業やサービスを変更したい場合に、無線局の共用が容易にできないとの指摘がある。 ・ （無線局の共用（目的の変更）は電波法の所要の手続きを踏めば、法的には可能であることは理解するが、実際、同じ周波数を違う目的で継続使用することは簡単に認められないと指摘がある。） ・ また、無線局の目的区分が細分化されていることで、電波の有効利用（電波再編）が進まないとの指摘もある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請業務の簡素化・効率化の観点や、電波の有効利用（電波再編）の観点から、過度な細分化を見直し、無線局の目的を、通信放送用、公共用、自営用、防災用、防衛用など、数区分に大括り化することについて早急に検討すべきである。 ・ 周波数再編のためには、有効活用されていない周波数帯域を段階的に統合し、空き周波数帯域を増やしていくプロセスが発生すると考えられるが、その際に、過度に細分化された現状の目的区分は、周波数再編の障害になるものと強く懸念される。 ・ また、今後、電波オークションなどの市場原理を活用した方法で電波を取得した場合は、入札条件に合致した範囲での共用を認めるべきで

		<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波の能率的な利用の観点から無線局の目的区分は一定程度必要と考えている。 ・ 一方で、技術の進展により通信と放送の同一の無線局のニーズが想定されることを踏まえ、無線局の目的を柔軟に変更できるようにすること等を盛り込んだ改正法案を第 176 回国会へ提出したところ。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般、無線局の目的を柔軟に変更できるよう、通信・放送両用無線局の導入、無線局の目的の変更制度の導入等を盛り込んだ改正法案を第 176 回国会へ提出したところ。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波の能率的な利用の観点から無線局の目的区分は一定程度必要との総務省の回答は理解出来るが、他方、総務省が設定した区分（137）と用途区分（217）は、細かく設定されており複雑であるため事業の柔軟性等を阻害する要因とも考えられる。 ・ 法改正により無線局の目的が柔軟に変更できるとあるが、どのようなケースまで柔軟に変更できるのか具体的に例示すべき。通信・放送間の共用に限定されるのであれば、あくまで137ある目的の中の一部に限定した目的の柔軟化にすぎないと考える。 ・
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> ・

改革案	<p>○申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局の監督管理の観点から、無線局の目的区分の大括り化に関して、検討し結論を得る。</p> <p><平成 23 年度 検討・結論></p>
-----	---

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）22】

<p>事項名</p>	<p>携帯電話エリア整備事業（伝送路）における各種申請手続の簡素化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地などにおける携帯電話のエリア整備事業は、補助金を申請する者（地方自治体及び携帯電話事業者）が、各種申請を総務省に対して行なっているところ。 ・ 補助金申請業務という点と会計監査対応が必要である点等から当該申請書類提出の必要性は十分に理解するが、同じような添付書類の提出が求められるなど、申請者（地方自治体及び携帯電話事業者）の負担になっているとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話エリア整備事業における各種申請手続き
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者（地方自治体及び携帯電話事業者）及び総務省側の業務量削減の観点から、必要最低限の申請書類で済むよう、提出書類の簡素化を図るべきである。 ・ 具体的には、年度を跨ぐ事業になってしまった場合に（翌年度へ繰り越す場合が非常に多い）、事故報告書の他に事業未完了時の実績報告書を提出することになっているが、事故報告書を提出していることから、事業未完了時の実績報告書の提出については廃止すべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により対応は困難 ・ 事故報告は年度途中で事故等により予定期間内に事業が完了しないことを報告するもので、この報告を元に年度内に、繰越又は交付決定等の取消等を実施するものである。 ・ 実績報告は事業の終了後または年度終了後の4月30日までに事業の進捗状況等を報告し、その年度の額を確定するものであり、そもそも時

		<p>期、目的、記載内容が違う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助金は基本的に単年度で事業の終了するものであり、繰越を前提とするものではない。また、事故報告が提出されたとしても繰越できない場合もある。 ・ 上記については、本補助金に限らず全ての補助金において、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第 7 条及び第 14 条に基づき義務づけられており当補助金の要綱を変更するだけでは対応出来ない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当補助金の交付要綱だけでなく、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律の改正が必要と考えている。
改革事項に対する 基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故報告書及び実績報告書、単年度補助金である点に関する総務省の説明は理解。 ・ また、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律についても理解。 ・ その上で、法の見直し及び補助金交付業務の抜本的見直しを前提とせずに、申請者及び総務省側の業務量削減の観点から、同じような書類の提出は不要とするなど、必要最低限の申請書類で済むよう、検討すべき。
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> ・
改革案		<p>○申請者（地方自治体及び携帯電話事業者）及び総務省側の業務量削減の観点から、必要最低限の申請書類で済むよう、提出書類の簡素化について、検討し結論を得る。</p> <p><平成 23 年度 検討・結論></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）23】

<p>事項名</p>	<p>携帯電話の効率的エリア拡充に向けたネットワークシェアリングのためのルール整備</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯事業者等が別の携帯電話事業者等の設備を借りて、ネットワークシェアリングやローミングをすることは制度化がなされておらず、国民の事業者間協議に委ねられている。 ・ （現在は、一部の新興の携帯電話事業者が全国ネットワークを整備するまでの立ち上がりの一時期に限定して、民民契約によりローミングが行われている状況。また報道によるとWi-Max事業者間のローミングが開始される予定。） ・ このような中で、ネットワークシェアリングやローミングが、民民契約ではなかなか実現できないことから、過疎地等における消費者の事業者選択肢が限定されているとの指摘もある。 ・ また、携帯電話事業者等による重複した設備構築による経済効率性の課題が発生しているとの指摘もある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話における第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン等を見直し、必要な対価を事業者間で精算することにより、携帯事業者等間におけるネットワークシェアリングやローミングが円滑に実施できるように措置すべきである。 ・ 具体的には、①過疎地におけるローミング、②新興事業者の立ち上がり期間のローミング等につき、民民契約ルールではなく、公式な共通ルール化を図るべきである。

<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業は、有限希少な電波の割当を受けて行う事業であり、移動通信事業者には、割当を受けた電波を有効活用することが求められる。 ・ また、移動通信事業の場合、基地局を整備すればそのエリア内の個々の利用者向けに物理的な回線を敷設する必要がないため、固定通信事業と比べればネットワーク構築が一般的に容易であると考えられる。 ・ したがって、移動通信事業者は、原則として自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要であり、ローミング等の実現は、公的ルールによって義務付け等されるのではなく、原則として事業者間協議に委ねられるべきと考えられる。 ・ なお、事業者間協議により、移動通信事業者間でこれまでに複数のローミングが実現しており、また、事業者間協議において紛争が生じた場合、ローミング等を実現するための契約が、電気通信事業法が定める類型（卸電気通信役務の提供に関する契約等）に該当するときは、従来から、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせんの申請等を行うことにより、その迅速な解決を図ることが可能となっている。 ・ また、今臨時国会における電気通信事業法の改正により、基地局を設置する鉄塔等の共用に関する協定についても、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせんの申請等を行うことが可能となったところ。 ・ おって、参考情報として、携帯電話エリア外の過疎地等において、自治体が携帯電話の基地局を整備する際、1社のみでなく複数者共同で整備する場合においても国からの補助金が交付されているところ。
----------------	----------------------	--

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ローミング等の実現が公的ルールによって義務付け等された場合、各事業者が自ら構築したネットワークを用いてサービスを提供する「設備競争」の後退につながるおそれがある。
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ ローミングについては、提供事業者が有利な立場での交渉となり、事業者間協議では公平な条件の下での協議が困難となる場合がある。 ・ 設備競争がなされない問題について、総務省からの指摘があるが、事業者に与えられた周波数帯の違いにより、地域によっては事業開始前からネットワーク構築の効率性には差が生じていることは否めない。 ・ 地域によっては不利な状況での設備競争を強いられている事業者がいる以上、当該状況の是正のため、携帯事業者等間におけるネットワークシェアリングに向けた事業者間協議が円滑に実施できるように、事業者の要望等を踏まえ、課題解決に向けて更なる取組を検討すべき。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>		<p>○携帯事業者等間におけるネットワークシェアリングに向けた事業者間協議が円滑に実施できるように、事業者の要望等を踏まえ、課題解決に向けて更なる取組を検討する。</p> <p><平成 23 年度検討・結論></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）24】

<p>事項名</p>	<p>電波の医療機器への影響に関するガイドラインにおける携帯電話分類の明確化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の医療現場では、強い電波を発生しないPHSの利用が推奨されているが、携帯電話の利用は推奨されていない。 ・ このような中で、第二世代携帯電話（普及率2%）は22cmまで近づける（最大干渉距離）と医療機器（ペースメーカー等）に影響を与えたとのデータはある一方で、現在、我が国で使用されている携帯電話の多くを占める第三世代携帯電話（普及率98%）は3cmまで近づけないと医療機器に影響を与えないとのデータがあるとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の指針では、第二世代・第三世代をひとまとめにして携帯電話は推奨できないとされているが、同指針を周波数及び通信方式別（世代別）に分類し、例えば「第二世代携帯電話は推奨できないが、第三世代携帯電話は推奨できる」といった形に切り分けて明らかにすべきである。 ・ また、携帯電話の使用に関しては、ローリスクな待合室レベルでは使用してもよいといった形で、使用場所制限の緩和を国民に明らかにすべきである。
<p>担当府省の回</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指針は、携帯電話端末及びPHS端末に関し、植込み型医療機器の装着部位から22cm程度以上離すこととし、植込み型医療機器の装着者及び携帯電話端末の利用者に対し、混雑した場所では十分に注意を払うことなどを促しているものであり、「医療現場における携帯電話

		の利用制限」を設けているものではない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・ ー
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三世代携帯電話では、より短い距離でも影響が出ないという調査結果があるが、端末を世代別に区別することは外見上容易でないことから、安全性への慎重なる配慮から、指針ではそれらを分類することはしていない。 ・ 今後、第二世代携帯電話サービスの提供状況等をみながら指針の見直しを行う考え。
	改革事項に対する 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の回答によると、当該ガイドラインは、「医療現場における携帯電話の利用制限を設けているものではない」としているが、当該ガイドラインにより、関係業界へ方向性が示されていることも事実。 ・ また、端末を世代別に区分することは外見上容易ではないことは理解するが、当方の要望は、あくまで、ガイドラインの記載において、第二世代と第三世代の携帯電話を混在させるような表現を避けること（区別すること）を要請しているに過ぎない。 ・ 第三世代携帯電話については、WiMAX 機能等を搭載した端末も発売されてきていることから、これらを含めた影響についても併せて調査し、通信方式別等に分類して整理すべき。
	具体例、経済効果等	・
	改革案	<p>○ガイドライン（各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針）の記載について、第二世代携帯電話サービス終了時に合わせて見直しを行う。</p> <p><平成 23 年度 検討・結論></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）25】

事項名	航空機内における携帯電話の利用制限の緩和	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国では、航空法により、地上及び領空を含め航空機内での携帯電話の使用は全面的に禁止されている（地上待機時も機内での電源オンは禁止されている）が、安全性が確保できる範囲で、柔軟な使用を認めるべきとの指摘がある。 ・ また、技術的な安全性の問題と、機内における通話マナーの問題を混在化すべきではないとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空法 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の航空会社では機内での携帯電話の使用を認めているところもあり、我が国においても、安全性に係る技術的な実証を踏まえ、地上滞留時における携帯電話の使用に関し、当該規制を早期に見直すべきである。 ・ 機内に携帯電話の基地局アンテナが設置してあれば、携帯電話端末から強い電波は発生しないとの指摘がある。また、飛行中の落雷にも耐えうる飛行機の電子機器類が、携帯電話の微弱な電波程度で障害を起こすとは考えにくいとの指摘もある。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性に係る技術的な検証や諸外国での規制のあり方を踏まえ、航空機の地上停止中における携帯電話の使用に関する規制を見直す。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在実施中の安全性に係る技術的な検証の結果、安全性に問題がないことが確認された場合には、告示を改正し、航空機の地上停止中であって、扉が開いてる間（搭乗からドアクローズまで、ドアオープンから降機まで）については、

		携帯電話の使用を認める。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	・ ー
	改革事項に対する 基本的考え方	・ 国土交通省回答の早期実現を求めたい。
	具体例、経済効果等	・
	改革案	・ 安全性に係る技術的な検証や諸外国での規制 のあり方を踏まえ、航空機の地上停止中におけ る携帯電話の使用に関する規制の見直しにつ いて、検討し結論を得る。 <平成 23 年度 検討・結論>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）26】

事項名	航空機に搭載された無線装置の定期検査の簡素化
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機に搭載された無線装置（航空機局）の実検査は、①当該部品を機体から取り外す必要のある「電気的特性の点検」と、②総合試験（飛行試験）にて構成されている。 ・ この①の検査は、電波法に基づき年1回必要であり、点検に伴う工期、輸送費及び委託費用等、大きな負担が生じているとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法、航空法
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機の無線機器の信頼度は日々向上しており、②の総合試験（飛行試験）により信頼性管理が十分に可能であることを考慮し、また、事業者負担の軽減の観点から、①の検査に関して、何らかの簡素化の措置（定期検査内容の緩和、定期点検の延長措置等）を図るべきである。 ・ 例えば、電波法の規定する年1回の検査周期は、総務省通達で定められた基準（航空事業者が、自社所有の試験設備を使用して検査する作業体制が確立されている事等の一定条件）を満たせば、2年に1回の検査周期に変更できるとの指摘もあり、この基準（一定条件）を緩和することで、中小の航空事業者やグループ子会社でも2年に1回の検査周期とすべきである。 ・ また、当該方向性で制度改革を行った場合に、航空法上問題がない点を国土交通省は明らかにすべきである。
担当府省の	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度において措置済み。 ・ 現状においても、無線局検査事務規定により、航空機局の免許人における無線設備の保守、整備体制が、「無線設備の整備規程を制定していること」等の条件を満たしている場合等の一定

		<p>の条件を満たせば、中小の航空事業者等でも、電気的特性の点検は無線設備の種別ごとにその二分の一の装置について省略できることとされている。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省及び国土交通省回答にあるとおり、無線局検査事務規定（総務省通達）により、無線設備の保守、整備体制が自ら備わった事業者に関しては、二分の一の装置について、点検の省略ができる点は理解。 ・ 他方、今回の要望は、上記通達の存在を踏まえた上で、さらなる検査の簡素化を要望するものである。 ・ 特に、航空機に装着された無線装置は、定期的に地上に取り降ろして、電気的特性試験を実施しなければならないが、当該試験の検査頻度の見直しを要望する。 ・ 中小の航空業者にとって、大規模な設備投資を要する条件を自社で確立するのは現実的ではなく、検査の更なる簡素化の措置を要望する。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機の無線機器の信頼度は日々向上しており、総合試験（飛行試験）により信頼性管理が十分に可能であることを考慮し、また、事業者負担の軽減の観点から、当該部品を機体から取り外す必要のある「電気的特性の点検」の検査に関して、更なる簡素化の措置（定期検査内容の緩和、定期点検の延長措置等）について、実態の把握に努め検討、結論を得る。 ・ <平成 23 年度 検討・結論>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）27】

<p>事項名</p>	<p>航空機に搭載された無線装置の他社との貸借について</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機に搭載された無線装置（航空機局）は、申請者（免許人）ごとに、「無線局事項書及び工事設計書」にて、装置の型式や製造番号などを総務省に事前に報告し、これが認可される形となっている。 ・ 無線装置が免許人（個社）ごとに紐付く形で認可されていることで、無線装置の障害発生時などに、無線装置及びその部品（予備品）などを、他社から融通（貸し借り）してもらうことができないといった問題が指摘されている。 ・ なお、自社で全ての無線装置及びその部品をストックしておくことも高コストとなるとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法、航空法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線局の認可が事前審査制をとる以上、形式上、修理を行ったら無線局変更申請を行い、許可が得られるまで電波を出すこと（使用すること）が出来ない。 ・ 実際の運用では、無線装置が壊れた場合、直ちに無線装置及びその部品を交換して修理し、サービス停止を可能な限り短くする必要がある。 ・ このような観点から、障害発生時など緊急対応が必要な際に限定し、他社との無線装置及びその部品の融通を可能とすべく、事後的な変更申請（報告）で済むよう、制度の柔軟化を図るべきである。 ・ また、当該方向性で制度改革を行った場合に、航空法上問題がない点を国土交通省は明らかにすべきである。

担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度において措置済み。 ・ 電波法施行規則別表第1号の3（第10条関係）において、許可を要しない工事設計の軽微な事項が述べられており、この範囲内であれば無線設備の工事設計は変更の許可を要さない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省及び国土交通省回答によると、電波法施行規則の別表にある「許可を要しない工事設計の軽微な事項」があることは了解。 ・ 他方、当該別表を見ると、例えば、送信機に関しては、「当該設備の全部を削る場合に限る」とあり、今回の要望では適用されない。 ・ また、航空機に設置する衛星通信装置は、そもそも対象外となっている。 ・ 予備品の保有負担の軽減が期待されることから、事後申請を可能とすべく要望する。 	
具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー 	
改革案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害発生時など緊急対応が必要な際に限定し、他社との無線装置及びその部品の融通を可能とすべく、個々の部品及び装置で予め規定するのではなく、事後的な変更申請（報告）で済むよう、制度の柔軟化について、検討し結論を得る。 <p><平成23年度 検討・結論></p>	

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）28】

<p>事項名</p>	<p>船級協会が交付する条約証書の裏書業務の追加</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船級協会は、船舶の年次検査の際に、貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書を国土交通省の代わりに裏書（承認）することができるが、「貨物船安全無線証書」への裏書は認められていないとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の指定する検査機関が検査し、安全性を認めた無線機（船舶に設置するもの）に関する「貨物船安全無線証書」は、国土交通省が裏書するだけでなく、船級協会でも裏書できるようにすべきである。
<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>担当府省の回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶の年次検査の際の貨物船安全無線証書の裏書については、現在、証書の写しによる申請受理及び裏書シールの交付により、当該裏書に伴う運航スケジュールへの影響が生じないよう配慮しているところ。 ・ 他方、船舶安全法に基づき、国土交通大臣の登録を受けた船級協会の検査を受け船級登録された船舶（旅客船を除く）については、その船級を有する間、法令で定める所要施設等（船舶安全法第2条第1項に掲げる事項及び満載喫水線）について、国による検査を受けこれに合格したものとみなしている。 ・ また、船級協会の検査に合格した際には、船級協会が関連する条約証書に検査合格の旨を裏書きすることができる。 ・ 貨物船安全無線証書の交付のために必要な無

		線設備(船舶安全法第4条第1項に掲げる設備)の検査については、当該みなしの対象となっていない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・ 無線設備に係る関係法制の整備等が整い次第、国際的な動向等を考慮しつつ、将来的な課題として、船級協会による検査のみなし範囲の拡大について検討を進める。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・ ー
改革事項に対する 基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省回答によると、「無線設備に係る関係法制の整備が整い次第、国際的な動向等を考慮しつつ、将来的な課題として」とあるが、そもそも無線設備に係る関係法制及び国際的な動向が、当該規制改革の条件になるとは思われない。 ・ 国土交通省に対しては、将来的課題として整理するのではなく、速やかな措置を求める。
具体例、経済効果等		・
改革案		<p>○船舶安全無線証書は、国土交通省が裏書するだけでなく、船級協会でも裏書できるようにする。</p> <p><平成23年度 措置></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）29】

<p>事項名</p>	<p>船員無線資格に関する更新手続の簡素化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国では、無線通信を行う船員は、総務省所管である第三級海上無線通信（三海通）を取得後に、国土交通省所管の第三級海技士電子通信（三電通）を取得することとなっている。 ・ このような中で、三海通の内容と三電通の内容に殆ど差異が無く、同じような資格を二重に取ることは負担であるとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶職員および小型船舶操縦者法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の三海通が生涯有効であるのに対し、国土交通省の三電通は5年ごとの更新（能力確認等）が求められている。 ・ 両資格の二重構造を是正すべく、国土交通省の三電通の資格の更新の際は、船員履歴確認のみとするなど、更新手続きの簡素化を図るべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法に定める三海通は、電波の公平且つ能率的な利用を確保する観点から設けられているものであり、その取得に当たって必要な知識及び技能は、無線工学、電気通信術等の無線設備の操作に関するもののみである。 ・ しかし、船舶の航行の安全を図るためには、通信長に、単に無線設備の操作に関する知識及び能力のみならず、海事法令、気象・海象等の海上における専門的な通信内容を理解できる知識及び能力が不可欠であることから、通信長に関して、STCW条約に基づき、三電通の資格を設けている。 ・ この三電通の資格の更新に当たっては、その有効期間の満了日前5年以内に、GMDSS無線設備を施設する船舶に航海士等として1年以

		<p>上乗り組んだ者は、当該船員としての乗船履歴が確認できれば、通信長としての乗船履歴の確認や更新講習の受講を要しないこととして、既に手続きを簡素化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従って、本要望に対しては、既に措置済みである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新講習の受講が不要であるなど、相当程度の手続きの簡素化が措置済みである点は理解。 ・ 他方、要望者からは、国土交通省回答にある乗船履歴の確認のみだけではなく、健康診断なども更新手続きの要件に入っているとの指摘があり、更なる手続きの簡素化が可能か、検討を求めたい。
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> ・
改革案		<p>○国土交通省の三電通の資格の更新の際は、乗船履歴確認にのみ限定するなど、更新手続きの更なる簡素化について、検討し結論を得る。</p> <p><平成 23 年度 検討・結論・措置></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）30】

<p>事項名</p>	<p>学術用途における著作物のフェアユースの導入</p>	
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作物を利用するためには、著作権者（もしくは代理者）の承諾を得た上で、それに関する対価を払わねばならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権法 	
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術用途に関しては、何らかの機関への簡単な申請で著作物を使用できるよう、著作権法を見直すべき、もしくは著作権法の適用除外とすべきである。 ・ また、費用負担に関しても、あくまで学術用途であることを考慮し、相応な利用負担額とすべきである。 	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作物の利用に当たっては、著作権法の個別権利制限規定が適用される場合を除いて、著作権者から許諾を得る必要がある。許諾の際に著作権者に対する対価の支払いが必要か否かについては、当該許諾に係る著作権者の判断によるものであり、著作物の利用に対して必ず対価の支払いを必要とする制度とはなっておらず、したがって、「規制の概要」にある記述の内容は事実誤認である。 ・ また、「規制改革の方向性」に記載されている記述については、例えば、「学術用途」が具体的に何を指しているのかといった点などその内容が不明確である「考え方」についてお答えすることはできない。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、我が国の成長力を支えるためには、研究環境の整備を図り、知的財産の適切な活用を図ることが重要である。 ・ 現在、著作物の利用に際して、科学振興や技術研究に繋がる学術利用の場合であっても著作権者への申請や対価の支払いが必要となるケースが生じている。 ・ 学術用途に限った場合、公共性の高い用途であり、研究目的を達成しようとする合理的に必要と認められる著作物の利用であることから、成長力の強化に繋がるものと考えられる。 ・ 一方、「学術用途」として捉えられる範囲は明確になっておらず、適用範囲を明確にする必要がある。 ・ そのため、「学術用途」の定義を明確にした上で、学術用途に限った著作物の利用については、フェアユースとして著作権者の許諾なしに利用可能となるよう措置すべきである。
	<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 画像、映像等の大量の著作物を使った研究を行い、公表しようとしても、著作権者への申請及び対価の支払いが発生するため、必要な情報の利用が困難となっている。 ・ 知的財産の活用を図ることで、研究環境改善と成長力の源となる新たな技術・芸術・学問にも繋がる。
	<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学振興や技術研究等に資するため、著作物の活用に向けて、学術用途の定義について検討を行った上で、フェアユースとして扱うことが可能となるよう、所要の措置を講じる。 <p><平成23年度検討・結論・措置></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）31】

<p>事項名</p>	<p>自動車関連情報のIT化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の製造、販売、登録、保守等に関わる諸情報は複数機関に散在しており、一元管理されていない。 ・ 具体的には、自動車の検査登録情報は、国土交通省により、公益性の業務および本人の同意がある場合に限り、利用者に提供している状況。また、事故情報は、警察庁が管理しているものの、車台番号まで管理していないため、車台番号毎に事故履歴が把握できていない状況となっている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送車両法、道路交通法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中古車の取引において、適正な評価・購入を行い、安全性を確保出来るよう、各車両の過去のオーナー数、オーナーごとの所有期間、年間走行距離、走行距離、過去の事故情報などを一元管理・公開可能と出来るよう国土交通省と警察庁の連携を図りながら所要の措置を早急に講じるべきである。 ・ 具体的には、検査登録情報について、個人情報を匿名化し、自動車の諸情報（製造、販売、登録など）を管理可能な形とすべきである。また、事故情報については、車体番号もあわせて収集し事故履歴が把握できる仕組みを構築するとともに、車体番号によって自動車の諸情報および事故履歴を検索できるように公開を行う仕組みを整備すべきである。
<p>担当府省</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>（警察庁回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の車両の過去の事故情報は交通安全に直接関わるものとは考えられず、必ずしも警察が交通の安全と円滑の確保という観点等から当

		<p>該情報の収集を行う必要があるとはいえないことから、本件提案に関し警察において車体番号を収集すべきとは考えづらい。</p> <p>(国土交通省回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法の目的達成に必要な事項を自動車の登録情報として保有している。 ・また、その目的達成に必要な範囲で、個人情報保護に留意しながら登録を受けた登録情報提供機関を通じて情報の提供を行っているところ。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・－
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が保有している情報については、上述のとおり既に情報提供のしくみが存在している。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・中古車の取引において、適正な評価・購入を行うためには、過去のオーナー数、オーナー毎の所有期間、過去の事故情報等を把握する必要がある。 ・自動車関連情報は、警察庁において事故情報を、国土交通省において自動車の検査登録情報を管理していることから、これらの情報を一元管理し、自動車の利用サイクルの中で「どの車両が」「いつ」「どのような整備（事故）を」行った（起こした）のかといった証明が求められる。 ・現在、国土交通省において、自動車検査登録情報を提供するサービスを開始しているが、Web上では過去4か月間の更新履歴情報しか閲覧出来ないことから、過去のオーナー数、オーナー毎の所有期間が容易に確認できない状況となっている。 ・そのため、個人情報の保護に留意した上で、初年度からの自動車登録情報を Web 上で公開可

	<p>能となるよう検討を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、過去の事故情報を把握するためには、車台番号による自動車の事故履歴の検索を可能とすることが重要である。 ・ 自動車安全運転センターにおいて交通事故証明書を発行していることから、例えば、これらの項目の中に車台番号を追加し、車台情報から事故情報を確認できるような仕組みを構築可能となるよう検討を要望する。
<p>具体例、経済効果等</p>	
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の事故情報及び初年度からの自動車検査登録情報等について、個人情報の保護に留意しながら、IT を活用して一元管理・公開可能となるよう、警察庁と国土交通省の両省が協議のうえ、連携して検討を行う。 <p><平成 23 年度検討・結論、平成 24 年度措置></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）32】

事項名	ITの活用による都市開発のワンストップ化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的空間の管理運営やエリアマネジメント活動において、警察署、道路管理者など複数の行政機関毎に個別の手続き、調整が必要とされ、多くの時間とコストがかかっている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生特別措置法 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画上の規制等の行政の許認可が必要な事項をワンストップで電子申請できるように、関係行政機関、民間事業者等の関係者が参加する協議会（市町村都市再生整備協議会のメンバーの拡充など）を組織し、そこで審査、確認された都市計画、管理運営方針等については行政手続の簡素化、省略が図られるよう、関係機関と連携の上、国土交通省において検討を行い、所要の措置を早急に講じるべきである。 	
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の公的空間の管理運営やエリアマネジメント活動に係る行政の許認可が具体的に何を指しているか分かりかねるが、都市局にて所管する公的空間の管理運営やエリアマネジメント活動に係る許認可権限と考えられる許認可の多くは、地方公共団体の長が許認可権者となっており、電子申請等への対応は地方公共団体の判断によるものとなる。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度は、ワンストップ化の実施を妨げるものではないと考える。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度は、ワンストップ化の実施を妨げるものではないと考える。

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市開発にあたっては、建物管理、道路管理、土地区分等様々な情報を扱う必要があることから、手続きや申請窓口、様式等が複雑化している。 ・ 短期間により簡便な形での申請を可能とするため、複数の行政機関に跨っている手続きを簡素化するための検討を行い、所要の措置を講ずる必要がある。 ・ 具体的には、都市開発のワンストップ化に向けた計画もしくはロードマップ（工程表）を作成し、当該計画（工程）に基づき、都市開発のワンストップ化を実行すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市開発の申請をワンストップで行えるよう、申請窓口の一元化、行政手続きの簡素化を図るべく、計画もしくはロードマップ（工程表）を検討し、結論を得る。 <p><平成23年度検討・結論></p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（IT）中期的検討項目】

<p>事項名</p>	<p>センシング情報の利活用のための個人情報保護の緩和</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が個人情報を取得し利用する際には、その個人に対して事前に承諾を受ける必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ センシング（カメラやセンサー等）によって、公共の場所で様々な情報収集を行う際には、情報収集内容に個人情報に係る事項が含まれたとしても、事前承認を行うこと自体が困難であり、得られる便益に対して多大なコストがかかってしまう。 ・ このことから、我が国では、センシングを利用した情報収集活動及び当該情報の利活用（情報分析）が進まないといった指摘がある。 ・ ユーザーがセンシングによる情報収集の環境下にあることを理解して入場した場合等の特定の条件を満たした場合は、情報収集の同意（環境オプトイン）を得たとして、事前承諾なしで情報収集及び当該情報の利活用を可能とすることを明確化すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」又は「法」という。）においては、個人情報取扱事業者が個人情報を取得し利用する際、当該個人情報の利用目的の特定（法15条）や利用目的の通知等（法18条）を行う義務はあるものの、取得に際して事前に本人の承諾を必要とする規制は存在しない。 <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p style="text-align: center;">-</p>

	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	-
--	---	---